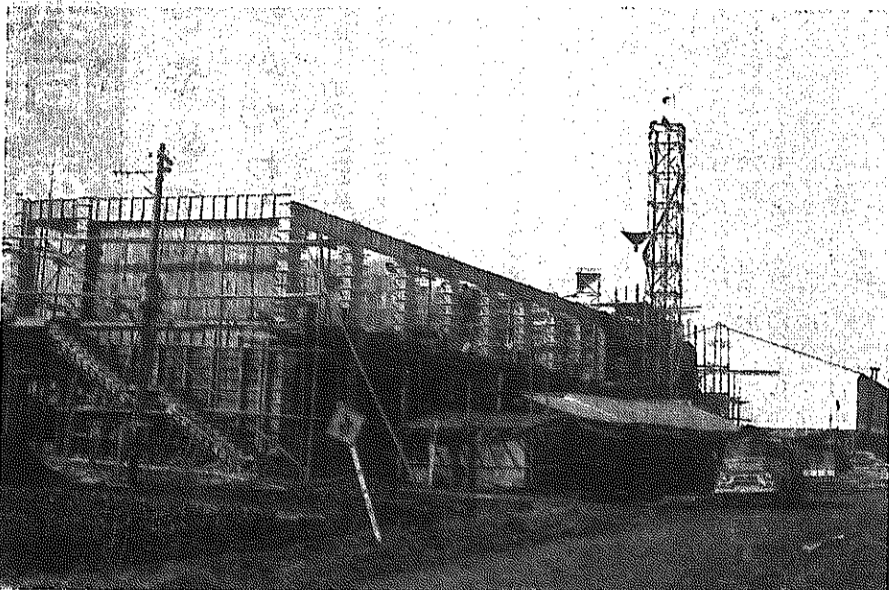


市の戸籍	
総世帯	6,293
人口	34,746
男	16,577
女	18,169
(40.1月中)	
出生	34
死亡	18
転入	64
転出	95
結婚	5
離婚	5
転入	83
転出	83

住民税の申告は お済みでしょうか

住民税の申告期限は、二十日までに済ませてください。この申告をしないと、雑損控除や医療費、社会保険料、生命保険料それに扶養親族などの控除がうけられなくなり、申告しないうちに期限まで、申告してください。



建設工事 急ピッチ

根岸中・災害復旧事業
つくるもので、体育館を間仕切りした教室で不自由な勉強を続けている生徒が、早く新しい校舎に移って、元気に楽しく勉強できるように、一日も早くその完成が果たされています。
写真は五月末日の完成をめざして建設が進む根岸中学校災害復旧工事
右側の白い建物は体育館

農業委員の一般選挙

投票日は二十六日(午前七時から午後五時まで) 立候補届出締切りは十九日

今月の三十日に任期が満了する白根市農業委員会委員の一般選挙が、二十六日に行われます。

農業委員会は、農業生産力の発展と、農業経営の合理化をはかって、農業従事者の地位の向上に寄与する目的で、大抵の市町村に設置されている執行機関で、選挙による委員と、市町村長の選任による委員によって、組織されています。

現在、委員の数は三十五人で、そのうちわけは、選挙による委員二十人と、選任による委員十五人(農業協同組合や農業共済組合が推せんする理事各一名と市議会が推せんする者五名以内)となっています。

したがって、この一般選挙は、二十名の選挙による委員の改選が行われるものです。なお、一般選挙は十六日告示、十九日立候補届出締切り、二十六日が投票日、即日開票されます。

委員の選挙権と被選挙権
この選挙で、選挙権のある人は、年齢二十年以上で、一反歩以上の農地を耕作する人と、その人と同居して、年間六十日以上農耕に従事する親族や配偶者です。

候補者の届出
立候補届出は十六日から十九日までの四日間で、毎日午前八時三十分から午後五時まで、市役所内選挙管理委員会に取り扱っています。

五億六千万円の大型予算 社会設備、教育などに重点

一般会計 予算案まとまる

四十年度一般会計予算案がまとまり、十六日、十日から開かれる定例市議会に上程されます。

予算総額では、三十九年度当初を六五・八割上回り、同じく現計予算額(十二月現在)より六・六割少ない五億六、七三万円という、当初予算としては、初めて五億円台を越える大型予算になっています。

このように予算規模が大きくなったのは、できるだけ多くの事業を行うために、補助事業を優先的に組み込んだこと、災害復旧事業費を計上したこと、それに通常義務的経費がかさんだため。

この予算案にみられる市の重点施策としては、①働きやすい環境整備の推進、②産業基盤の整備、③学校教育施設の充実、④災害復旧事業が中心となる。

まず①では、市営住宅二十戸建設、し尿処理施設整備、乳児保育所新設、新通り舗装工事、市街地排水路整備、②では、ろくろ道、都市計画街路、土地区画整理事業の推進、③では、庄瀬小学校体育館、新飯田中学校特別教室、白根地区給食センターなどの

閉鎖するか異動して、これを届出ることになっていく

個人演説会は、回数に制限なく開催できますが、公営施設を使用するときは有料で、開催日の二日前まで選挙管理委員会に、申出なければなりません。公営施設(特定建築物は禁止)以外に、もちろん開催することもできます。

街頭演説は、午後九時から翌日午前六時までの間は禁止され、演説会場、街頭演説の場所とする以外の連呼行為はできません。

選挙立会人
候補者は、選挙区の選挙人名簿に登録された者の中から一人を本人の承諾を得て二十三日まで、届出てください。

定例市議会は16日から 傍聴をおすすめします

四十年度一般会計や、特別会計などの予算を審議する三月定例市議会は、十六日から、会期十日の予定で開かれる見とおしです。

上程されるおまな議案は、四十年度一般会計をはじめ各特別会計の予算案や条例案、条例の一部改正案それに三十九年度一般・特別各会計の本年度最後の補正予算案などが予定されています。

三月定例市議会は、市長の施政方針の発表とそれに対する一般質問などが行なわれ、上程された議案の審議を通じて、市政の方向が明らかにされる重要な、もっとも意義深い市議会です。できるだけ多くの方々、傍聴においでになるよう、おすすめします。

選挙区	委員の定数	投票区
第一	三人	新飯田
第二	三	茨曾根
第三	二	庄瀬
第四	三	戸沼
第五	三	白井
第六	三	上大郷
第七	一	東笠巻新田
第八	二	西笠巻
計	二〇	二七

春は火事の多い季節です!

たった一本のたばこの吸い殻でも燃焼部は約800度の高温で燃え続けます。吸い殻のあと始末は完全に……

農地の贈与税に特例 事実上の免税措置

「自分の農地をむすこに譲りたいが贈与税が多くかかるのでやめておく……」という人がかなりあるようです。その大部分の人は、農業従事者の他産業への転出、農地の細分化を防いで後継者に希望を持たせて、農業経営を継続したいという考え方を持っています。

国では、このような実態を考慮して、農地などを贈与したときの贈与税について、次のような条件で期限付の特例を設け事実上贈与税がかからないように措置することになりました。

特例措置のあらまし
三年以上引き続いて農業経営を行なっている個人が、昭和三十九年一月一日から四十二年十二月三十一日までの間に、自分の農地の全部、採草放牧地のうち三分の二以上の面積の土地を、自分の推定相続人のうち一人(その人は贈与された日の年齢が二十歳以上で、同日までに三年以上引き続いて農業に従事しており、しかも贈与後すぐに農業を営む子女)に、贈与した農地に対する贈与税は次の条件を備え、また手続きをすることによって納期限が延長されます。そして、贈与者が死亡したときは、その贈与農地を相続財産に含めて相続税を課税されますが、相続税を課税された贈与税額すでに課税された贈与税額から控除されるから、実質的には贈与税の課税がなかったと同じになります。

▼条件
(1) 贈与を受けた者は、贈与税の申告書を法定期限内に提出するとともに、納期限の延長の適用を受ける旨に必要事項を記入した書類を、その申告書に添える。
(2) 納期限の延長を受ける贈与税額に相当する担保を提供しなければならない。
(3) 納期限の延長を受ける贈与税額に相当する担保を提供しなければならない。
(4) 贈与を受けた農地の地目、地積、所在場所その他明細を記載した書類。
(5) 提供しようとする担保の種類、数量、価額それに所在場所を記載した書類。
(6) 担保の提供に関する書類。
(7) 贈与者が贈与の日まで引き続いて三年以上農業を営んでいること。受贈者が同日まで引き続いて三年以上農業に従事していること。受贈者が同日まで引き続いて三年以上農業を営んでいること。受贈者が同日まで引き続いて三年以上農業に従事していること。受贈者が同日まで引き続いて三年以上農業を営んでいること。

民具の調査に 協力してください

市教委の社会教育課では、「亡びゆく民具」という名称で、民具の調査をおこなっており、みなさんの協力を呼びかけています。

新設、それに白根高校建設費、担金の支出、④では、新湯地橋の災害復旧工事があげられています。

なお、四月号の「広報しろね」には、四十年度一般会計予算をはじめ、各特別会計などの予算内容について、詳しくお知らせする予定です。